

《入居者資格》（公営住宅法等に定められた入居者資格）

- 1 住宅に困窮していること（通常は入居者名義の居宅を保有していないこと）
- 2 収入月額が 158,000 円以下（裁量階層は 214,000 円）（所得から、政令による各種控除を差し引いたもの）

| |
|---|
| $\frac{\text{所得額} - \text{各種控除額}}{12\text{ヵ月}} = \text{収入月額}$ |
|---|

裁量階層

- (ア) 60 歳以上の者のみの世帯
- (イ) 60 歳以上及び 18 歳以下のもののみからなる世帯
- (ウ) 身体障がい者（身体障害者手帳 1～4 級程度）がいる世帯
- (エ) 知的障がい者（ウと同程度）がいる世帯
- (オ) 小学校就学前の子供がいる世帯（H18.2.1 施行）

各種控除

- ・ 給与所得者等控除 1 人につき 10 万円
- ・ 入居名義人以外の同居者 1 人につき 38 万円
- ・ 同居していない扶養親族 1 人につき 38 万円
- ・ 老人（70 歳以上）扶養親族控除 1 人につき 10 万円
- ・ 老人（70 歳以上）控除対象配偶者控除 1 人につき 10 万円
- ・ 特定扶養（16 歳～22 歳）親族控除 1 人につき 25 万円
- ・ 障がい者（3 級以下）控除 1 人につき 27 万円
- ・ 特別障がい者（1・2 級）控除 1 人につき 40 万円
- ・ ひとり親控除 1 人につき 35 万円
- ・ 寡婦控除 1 人につき 27 万円

- 3 暴力団の構成員ではないこと（警察に照会します）
- 4 同居親族がいること（60 歳以上の者、身体障がい者などを除く）

ただし、新発田市の場合は、市営新栄団地と県営中曽根団地の单身者用の住戸のみ入居可能

《新発田市内の公営住宅》

| 団地名 | 住所 | 建築年 | 階層 | EV | 風呂 | 駐車場 | 備考 |
|---------|------------------------|--------|------|----|----|-----|------|
| 市営東新団地 | 東新町 2-8-13～15 | S48 | 4 階建 | — | UB | — | |
| 市営豊団地 | 豊町 3-5-6（1 号棟） | S51 | 4 階建 | — | UB | — | |
| | 豊町 3-5-9（2 号棟） | S53 | 4 階建 | — | ※ | — | |
| 市営町裏団地 | 大栄町 2-3-19 | S54 | 4 階建 | — | ※ | — | |
| 市営住吉団地 | 住吉町 4-2-3 | S57 | 4 階建 | — | ※ | — | |
| 市営新栄団地 | 新栄町 2-12-11～29（1-3 号棟） | H10-13 | 3 階建 | — | UB | ○ | |
| | 新栄町 2-12-16（4 号棟） | H14 | 4 階建 | ○ | UB | ○ | |
| 県営中曽根団地 | 中曽根町 2-6-17（あやめ棟） | H12 | 3 階建 | ○ | UB | ○ | 敷金あり |
| | 中曽根町 2-6-2（れんげ棟） | H14 | 3 階建 | — | UB | ○ | 敷金あり |

※浴室のみ（浴槽、バランス釜の設置については入居者負担）